

医療法人 藤民病院
訪問看護（みなし）運営規定

（目的）

第1条 この規定は、医療法人藤民病院が開設する、藤民病院（以下「事業所」という）が実施する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するため、人員、及び管理運営に関する事項を定めることを目的とする。

（事業の目的）

第2条 事業は看護職員が、要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）であり、主治の意思が必要と認めた高齢者に対し、適切事業の提供を目的とする。

（運営の方針）

第3条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 1.訪問看護及び介護予防訪問看護の提供に当たって、看護職員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅医療が継続できるように支援する。
- 2.介護予防訪問看護の提供に当たって、看護職員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3.事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスを提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ①名称 医療法人 藤民病院
- ②所在地 和歌山市塩屋3丁目6番2号

（職員の職種及び職務の内容）

第5条 事業を担当する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職員 看護師 常時2名以上

看護職員は、事業の利用の申し込みによる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を行う。訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む）を作成し事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業を行う営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後4時45分までとする。

(事業の内容)

第7条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄などの日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ 認知症患者の看護
- ⑦ 療養生活や介護方法の指導
- ⑧ カテーテルなどの管理
- ⑨ その他医師の指示による医療処置
- ⑩ ターミナルケア

(利用料等)

第8条

1. 事業を提供した場合の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
2. 自動車を使用した場合の交通費は、8kmを超えた場合、1回につき330円を徴収する。
3. 死後の処置料は、17,050円(税込み)とする。
4. 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書の署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、和歌山市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 看護職員は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(苦情処理の対応)

第 11 条 事業所は、利用者から相談・苦情等に対する窓口を設置し、事業に対する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。また、和歌山市の苦情相談窓口からの調査や提案、調整などがあった場合は、これを尊重し、誠実かつ適切に対応する。

医療法人 藤民病院	電話番号	073-445-9881
	受付時間	8：30～16：45

和歌山市介護保険課	所在地	和歌山市七番町 23
	電話番号	073-435-1190

和歌山県国民県央保険団体連合会	所在地	和歌山市吹上 2 丁目 1-22
	電話番号	073-472-4662

(事故処理)

第 12 条

1. 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
2. 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から 2 年間保存する。
3. 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

第 13 条

1. 利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。
2. 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 14 条

1. 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - ②虐待防止のための指針の整備
 - ③虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - ④前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2. サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（衛生管理等）

第 15 条

1. 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
2. 感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - ①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ②感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - ③事業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（業務継続計画の策定等）

第 16 条

1. 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護（介護予防訪問看護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

第 17 条

1. 事業所は、看護職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ①採用時研修 3 か月以内
 - ②継続研修 年 1 回
2. 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 事業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約のないように含むものとする。
4. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人藤民病院と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。